

# 賠償求め被告を提訴

1999年に名古屋市西区稲生町のアパートで主婦高羽奈美子さん(当時32)が殺害された事件で、夫の悟さん(69)と長男航平さん(28)が、殺人罪で起訴された安福久美子被告(69)に損害賠償を求めて名古屋地裁に提訴した。悟さんと代理人弁護士が30日、記者会見で明らかにした。

民法には不法行為から20年で賠償請求権が消滅するとの規定があるが、遺族側は「犯人が逃げ隠れしていたために提訴できなかったケースに適用するのは不当」と主張。悟さんは会見

で「26年間、解決のため必死に活動してきた。年月の経過を理由に門前払いにするのは著しく社会正義に反する」と訴えた。

請求額は非公表。訴状によると、高羽さんの逸失利益や遺族2人への慰謝料の他、悟さんが現場保存のために借り続けたアパート賃料などの支払いを求めた。悟さんは「金額は問題ではない。他の未解決事件の遺族の道を開くために」とされる。

事件では容疑者が特定できない状態が長く続いたが、現場に残された血痕と安福被告のDNA型が一致し、愛知県警が昨年10月31日に逮捕。鑑定留置を経て名古屋地検が今月5日に起訴した。起訴状によると、被告は99年11月13日、高羽さんの首などを刃物で複数回刺すなどして失血死させた。

## 犯罪被害救済へ議論を

### 名古屋主婦殺害 夫と長男

「加害者の『逃げ得』を許す法制度の問題点について、社会全体での議論を促す」。会見で高羽悟さんの代理人の大原義隆弁護士は、訴訟の意義を語り

た。過去には損害賠償請求権の「時効」を否定した判例もあり「司法の判断を立法による救済へとつなげたい」と述べた。今回の事件は2010年に凶悪犯罪の公訴時効が廃止されたことが解決につながった。一方で民法には損害賠償を請求できる20年の「時効」の規定が残り、現時点で加害者は賠償責任を負わないことになる。代理人らは「刑事では罰せられるが、民事では責任がないとされる現状は被害者救済の観点でも早急に是正されるべきだ」と指摘し、規定の撤廃や例外規定の創設を求めている。

民法には不法行為から20年で賠償請求権が消滅するとの規定があるが、遺族側は「犯人が逃げ隠れしていたために提訴できなかったケースに適用するのは不当」と主張。悟さんは会見

で「26年間、解決のため必死に活動してきた。年月の経過を理由に門前払いにするのは著しく社会正義に反する」と訴えた。

請求額は非公表。訴状によると、高羽さんの逸失利益や遺族2人への慰謝料の他、悟さんが現場保存のために借り続けたアパート賃料などの支払いを求めた。悟さんは「金額は問題ではない。他の未解決事件の遺族の道を開くために」とされる。

事件では容疑者が特定できない状態が長く続いたが、現場に残された血痕と安福被告のDNA型が一致し、愛知県警が昨年10月31日に逮捕。鑑定留置を経て名古屋地検が今月5日に起訴した。起訴状によると、被告は99年11月13日、高羽さんの首などを刃物で複数回刺すなどして失血死させた。

事件では容疑者が特定できない状態が長く続いたが、現場に残された血痕と安福被告のDNA型が一致し、愛知県警が昨年10月31日に逮捕。鑑定留置を経て名古屋地検が今月5日に起訴した。起訴状によると、被告は99年11月13日、高羽さんの首などを刃物で複数回刺すなどして失血死させた。

事件では容疑者が特定できない状態が長く続いたが、現場に残された血痕と安福被告のDNA型が一致し、愛知県警が昨年10月31日に逮捕。鑑定留置を経て名古屋地検が今月5日に起訴した。起訴状によると、被告は99年11月13日、高羽さんの首などを刃物で複数回刺すなどして失血死させた。

### 民法規定 過去に「例外」も

提訴後、記者会見する高羽悟さん(30日、名古屋市中区)

債が認められた例はある。東京都足立区で1978年、20代の女性教諭が殺害され、26年後に遺体が見つかった事件では、公訴時効の成立後に自首した男を遺族が提訴。最高裁は09年、遺族は女性の死亡を知り得なかったとし「加害者が賠償義務を免れるのは著しく正義と公平に反する」と例外的に賠償を認め

た。また、判決は相続財産について「相続人が確定してから6カ月を経過するまでは時効が成立しない」という民法の規定にも言及し、死亡を知ってから6カ月以内に提訴した遺族の賠償請求権は消滅していないと判断した。この判決を元に、悟さんらも、安福久美子被告が逮捕された昨年10月31日を起点とみなし

た。また、判決は相続財産について「相続人が確定してから6カ月を経過するまでは時効が成立しない」という民法の規定にも言及し、死亡を知ってから6カ月以内に提訴した遺族の賠償請求権は消滅していないと判断した。この判決を元に、悟さんらも、安福久美子被告が逮捕された昨年10月31日を起点とみなし

た。また、判決は相続財産について「相続人が確定してから6カ月を経過するまでは時効が成立しない」という民法の規定にも言及し、死亡を知ってから6カ月以内に提訴した遺族の賠償請求権は消滅していないと判断した。この判決を元に、悟さんらも、安福久美子被告が逮捕された昨年10月31日を起点とみなし

た。また、判決は相続財産について「相続人が確定してから6カ月を経過するまでは時効が成立しない」という民法の規定にも言及し、死亡を知ってから6カ月以内に提訴した遺族の賠償請求権は消滅していないと判断した。この判決を元に、悟さんらも、安福久美子被告が逮捕された昨年10月31日を起点とみなし

た。また、判決は相続財産について「相続人が確定してから6カ月を経過するまでは時効が成立しない」という民法の規定にも言及し、死亡を知ってから6カ月以内に提訴した遺族の賠償請求権は消滅していないと判断した。この判決を元に、悟さんらも、安福久美子被告が逮捕された昨年10月31日を起点とみなし

た。また、判決は相続財産について「相続人が確定してから6カ月を経過するまでは時効が成立しない」という民法の規定にも言及し、死亡を知ってから6カ月以内に提訴した遺族の賠償請求権は消滅していないと判断した。この判決を元に、悟さんらも、安福久美子被告が逮捕された昨年10月31日を起点とみなし

た。また、判決は相続財産について「相続人が確定してから6カ月を経過するまでは時効が成立しない」という民法の規定にも言及し、死亡を知ってから6カ月以内に提訴した遺族の賠償請求権は消滅していないと判断した。この判決を元に、悟さんらも、安福久美子被告が逮捕された昨年10月31日を起点とみなし

た。また、判決は相続財産について「相続人が確定してから6カ月を経過するまでは時効が成立しない」という民法の規定にも言及し、死亡を知ってから6カ月以内に提訴した遺族の賠償請求権は消滅していないと判断した。この判決を元に、悟さんらも、安福久美子被告が逮捕された昨年10月31日を起点とみなし

た。また、判決は相続財産について「相続人が確定してから6カ月を経過するまでは時効が成立しない」という民法の規定にも言及し、死亡を知ってから6カ月以内に提訴した遺族の賠償請求権は消滅していないと判断した。この判決を元に、悟さんらも、安福久美子被告が逮捕された昨年10月31日を起点とみなし

た。また、判決は相続財産について「相続人が確定してから6カ月を経過するまでは時効が成立しない」という民法の規定にも言及し、死亡を知ってから6カ月以内に提訴した遺族の賠償請求権は消滅していないと判断した。この判決を元に、悟さんらも、安福久美子被告が逮捕された昨年10月31日を起点とみなし

た。また、判決は相続財産について「相続人が確定してから6カ月を経過するまでは時効が成立しない」という民法の規定にも言及し、死亡を知ってから6カ月以内に提訴した遺族の賠償請求権は消滅していないと判断した。この判決を元に、悟さんらも、安福久美子被告が逮捕された昨年10月31日を起点とみなし

た。また、判決は相続財産について「相続人が確定してから6カ月を経過するまでは時効が成立しない」という民法の規定にも言及し、死亡を知ってから6カ月以内に提訴した遺族の賠償請求権は消滅していないと判断した。この判決を元に、悟さんらも、安福久美子被告が逮捕された昨年10月31日を起点とみなし

た。また、判決は相続財産について「相続人が確定してから6カ月を経過するまでは時効が成立しない」という民法の規定にも言及し、死亡を知ってから6カ月以内に提訴した遺族の賠償請求権は消滅していないと判断した。この判決を元に、悟さんらも、安福久美子被告が逮捕された昨年10月31日を起点とみなし

た。また、判決は相続財産について「相続人が確定してから6カ月を経過するまでは時効が成立しない」という民法の規定にも言及し、死亡を知ってから6カ月以内に提訴した遺族の賠償請求権は消滅していないと判断した。この判決を元に、悟さんらも、安福久美子被告が逮捕された昨年10月31日を起点とみなし

た。また、判決は相続財産について「相続人が確定してから6カ月を経過するまでは時効が成立しない」という民法の規定にも言及し、死亡を知ってから6カ月以内に提訴した遺族の賠償請求権は消滅していないと判断した。この判決を元に、悟さんらも、安福久美子被告が逮捕された昨年10月31日を起点とみなし

た。また、判決は相続財産について「相続人が確定してから6カ月を経過するまでは時効が成立しない」という民法の規定にも言及し、死亡を知ってから6カ月以内に提訴した遺族の賠償請求権は消滅していないと判断した。この判決を元に、悟さんらも、安福久美子被告が逮捕された昨年10月31日を起点とみなし

た。また、判決は相続財産について「相続人が確定してから6カ月を経過するまでは時効が成立しない」という民法の規定にも言及し、死亡を知ってから6カ月以内に提訴した遺族の賠償請求権は消滅していないと判断した。この判決を元に、悟さんらも、安福久美子被告が逮捕された昨年10月31日を起点とみなし

た。また、判決は相続財産について「相続人が確定してから6カ月を経過するまでは時効が成立しない」という民法の規定にも言及し、死亡を知ってから6カ月以内に提訴した遺族の賠償請求権は消滅していないと判断した。この判決を元に、悟さんらも、安福久美子被告が逮捕された昨年10月31日を起点とみなし

た。また、判決は相続財産について「相続人が確定してから6カ月を経過するまでは時効が成立しない」という民法の規定にも言及し、死亡を知ってから6カ月以内に提訴した遺族の賠償請求権は消滅していないと判断した。この判決を元に、悟さんらも、安福久美子被告が逮捕された昨年10月31日を起点とみなし

た。また、判決は相続財産について「相続人が確定してから6カ月を経過するまでは時効が成立しない」という民法の規定にも言及し、死亡を知ってから6カ月以内に提訴した遺族の賠償請求権は消滅していないと判断した。この判決を元に、悟さんらも、安福久美子被告が逮捕された昨年10月31日を起点とみなし

た。また、判決は相続財産について「相続人が確定してから6カ月を経過するまでは時効が成立しない」という民法の規定にも言及し、死亡を知ってから6カ月以内に提訴した遺族の賠償請求権は消滅していないと判断した。この判決を元に、悟さんらも、安福久美子被告が逮捕された昨年10月31日を起点とみなし